

地方公営企業について

■ 官公庁会計と公営企業会計の相違点

(1) 経済性を重視

	①活動目的	②認識基準	③記帳方式	④決算の目的
官公庁会計	公共の福祉の増進	現金主義 現金収支の事実に基づいて収益を認識	単式簿記 現金の出入金を管理	予算に計上された事業がどの程度執行されたかを整理
公営企業会計	公共の福祉の増進 + 経済性の発揮	発生主義 取引や費消などの経済活動の事実に基づいて収益を認識	複式簿記 資産・負債の増減や収益・費用の発生を管理	経済活動の経営成績や財政状態を整理

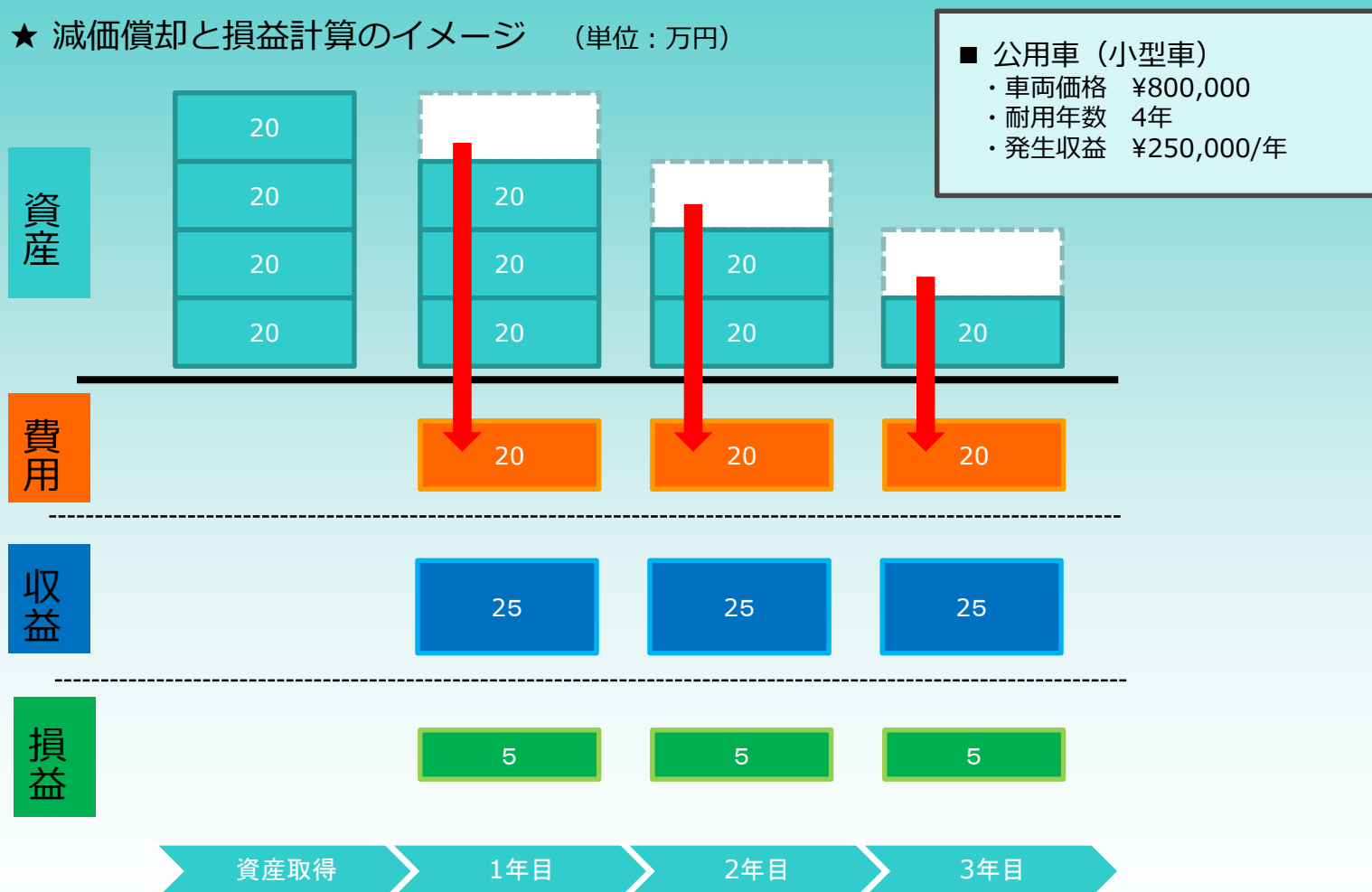
※ 民間企業会計のような完全な独立採算制ではなく一般会計からの繰入金認められている

(2) 期間損益計算・費用配分の原則

- ①費用のうち、当該年度の収益の獲得に役立った部分だけが費用として認められる
= 現金支出のすべてが費用となるわけではない → ex 前払金など
- ②収益に見合う部分（支出の効果が翌年度以降に持続するもの）は、資産として繰り延べられる
= 資産は取得年度の翌年度以降に費用化される → ex 減価償却費

地方公営企業について

★ 減価償却と損益計算のイメージ (単位：万円)



地方公営企業について

(3) 収入と支出は「収益的収支」と「資本的収支」に区分

・収益的収支

当年度の損益取引に基づくもの

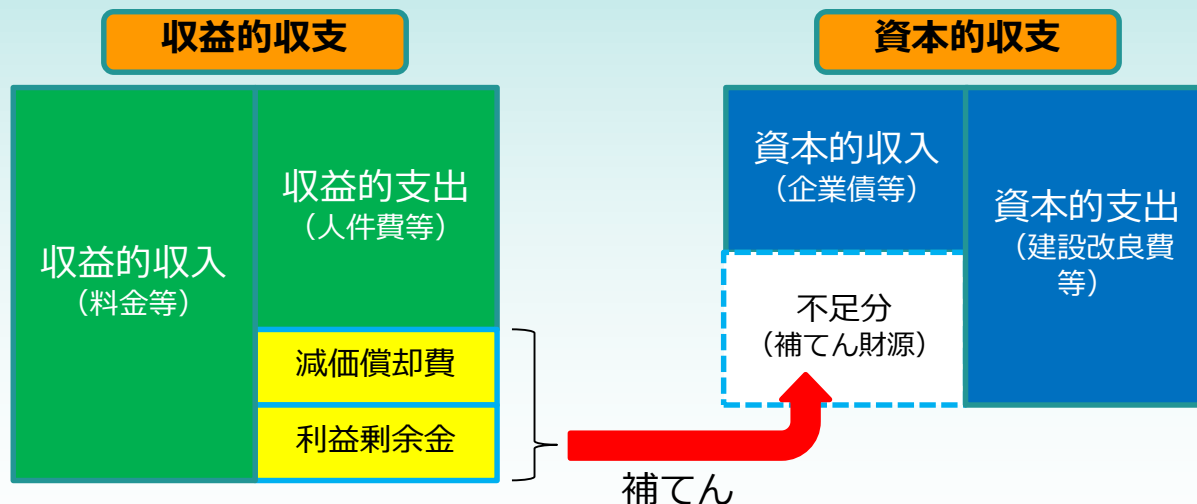
⇒ 支出の効果が当該事業年度の費用として処理され、当該事業年度の収益に対応するもの
(ex **収益的収入**：料金、受託工事費等 **収益的支出**：人件費、修繕費、減価償却費等)

・資本的収支

投下資本の増減に関する取引に基づくもの

⇒ 支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応するもの

(ex **資本的収入**：企業債、出資金等 **資本的支出**：建設改良費、企業債元金償還金等)



◎通常、資本的収支は支出に対して収入が不足するため**補てん財源**が充てられる